

モーダルシフト促進に向けた平成16年度アクションプログラム

- 地球温暖化対策の第2ステップに向けた新たな施策の構築を目指して -

平成16年6月2日
国土交通省
矢部政策統括官

1. アクションプログラム改定の趣旨・背景

京都議定書の国際公約に基づき、地球温暖化問題に対する我が国の責任ある対応が必要とされている中で、物流分野における取り組みの柱であるモーダルシフトについては、平成14年3月に政府決定された地球温暖化対策推進大綱で定められた二酸化炭素排出量削減目標の達成が極めて難しい状況に置かれている。

モーダルシフトの阻害要因に対応するため、国土交通省では、平成15年5月、すみやかに着手すべきと考えられる各種施策をとりまとめた「モーダルシフト促進に向けた平成15年度アクションプログラム」を策定し、その実施に努めてきたところである。

このアクションプログラムの施策の効果については、まだ各種指標からは判断できない状況ではあるが、アクションプログラム作成以降に判明した過年度の鉄道・海運の輸送機関分担率や長距離雑貨輸送のモーダルシフト化率の低下傾向を踏まえれば、モーダルシフトの促進に向けては、既存プログラムの施策を越える更なる努力が必要とされていると考えられる。

一方で、地球温暖化対策推進大綱では、平成17年（2005年）から地球温暖化対策の第2ステップを迎えることとされており、平成16年度においては、これまでの施策の進捗状況を踏まえながら、それぞれの施策を見直すとともに新たな取り組みを創出することが強く期待されている。特に、物流分野については、現在の対策だけでは削減目標達成の見込みが立っておらず、効果的な追加施策が求められているところである。

これらの観点から、モーダルシフトの促進に関しても、既存施策の着実な実施に加え、モーダルシフト関連指標の低下傾向に歯止めをかけるとともに大幅な向上を可能にするような、新たな取り組みを実施することが急務と考えられる。

このため、昨年度のアクションプログラムの進捗状況を確認して施策の内容を適正化するとともに、地球温暖化対策の第2ステップに向けた新たな施策を打ち出していく観点で、モーダルシフト促進アクションプログラムを改定することとしたものである。

したがって、平成16年度においては、関係事業者等にご協力をいただきながら、国土交通省関係部局が一丸となって、本「アクションプログラム」に掲げられた施策・調査等を推進するとともに、それらを含めモーダルシフト促進策を平成17年度予算・税制等要求や新たな地球温暖化対策推進大綱に盛り込むように努めるものとする。

2 . 平成15年度における施策の進捗状況について

平成15年度アクションプログラムは、モーダルシフトの阻害要因に対応して、「貨物鉄道の利用促進に向けた施策」、「内航海運の利用促進に向けた施策」及び「荷主・物流事業者のモーダルシフト意識向上に向けた施策」の3つの分類で施策をまとめているが、その実施状況の概要は、以下のとおりである。

1) 貨物鉄道の利用促進に向けた施策

「鉄道利用の促進に向けた施策」の進捗状況として、施策の実施結果が明確になっているものは、スーパーレールカーゴの導入（16年3月）、E & S式荷役駅整備（金沢、神戸開業）、IT-FRENS & TRACEシステムの稼働開始（16年1月より順次）などである。また、山陽線の輸送力増強事業も順調に進んでいる。調査検討については、静脈物流に関する調査は15年度にとりまとめがなされており、新たな輸送ニーズについては調査会を立ち上げて16年度とりまとめ予定で調査中である。

2) 内航海運の利用促進に向けた施策

「内航海運の利用促進に向けた施策」の進捗状況として、施策の実施結果が明確になっているものは、内航海運業の参入規制緩和等を目的にした内航海運業法改正法案の国会提出、AISを活用した次世代型航行支援システムの整備（東京湾及びその周辺海域へのAIS陸上局の整備）、内貿ターミナルの整備（横須賀港において整備完了）等である。研究開発に関しては、当初の予定通り、次世代内航船（スーパーエコシップ）の研究開発や高度船舶安全管理システムの研究開発を実施している。調査検討では、市場機能整備の関係では、取引関係の適正化手法調査が終了して独禁法特殊指定に反映されたほか、船舶管理会社形態導入調査についても15年度内にとりまとめがされている。シャーシ維持費軽減の検討については、検査証への記載事項の改正により登録手続が簡素化されることになったが、検討課題が残っている。定期的航路の利用促進や内航総連の情報システムの活用については、検討が継続されているところである。

3) 荷主・物流事業者等の意識向上に向けた施策

「荷主・物流事業者等の意識向上に向けた施策」の進捗状況として、施策の実施結果が明確になっているものは、「環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す実証実験」の拡充（16年度新規認定予算の拡充）、物流業界団体や地方運輸局における表彰の実施等である。また、キャンペーンについても、16年3月末から実施されている。調査検討関係では、物流最適化を目指した情報システムの構築に関し検討会を立ち上げて調査検討しているほか、物流事業者の荷主に対するモーダルシフトを含めた物流改革提案力の強化に向け、中小企業者の3 P L ビジネス展開の課題が整理されている。

3．平成16年度アクションプログラムの基本的考え方と具体的施策

基本的な考え方

引き続き、貨物鉄道、内航海運の各モードに係る問題のほか、荷主等の意識についても転換の必要性があることから、施策の分類として、「貨物鉄道の利用促進に向けた施策」、「内航海運の利用促進に向けた施策」及び「荷主・物流事業者のモーダルシフト意識向上に向けた施策」の3つに分けて、それぞれ以下の方針で推進することとする。また、施策全体の推進を図るため、荷主と物流事業者が協力して燃料消費の効率化を図る計画を策定し、その実現のためのインセンティブ付与等の環境整備を国が行うなど、荷主、物流事業者のパートナーシップによる環境負荷の小さい物流体系の構築に向けた新たな枠組み（「グリーン物流総合プログラム（仮称）」）を創設する。

1）貨物鉄道の利用促進に向けた施策

引き続き山陽線鉄道貨物輸送力増強事業やスーパーレールカーゴの活用等により、輸送容量や速度面での課題の克服に向けた整備や実験を推進するほか、荷主ニーズの高まりに対応したサービス向上を図るため、ITの活用（IT-FRENS&TRACEシステムによるコンテナ管理）、関連業界団体を通じた試用キャンペーンや市場競争力のある大型コンテナ導入促進などに取り組む。また、鉄道貨物輸送の拡充に向けた関係者の取組について検討する。

2）内航海運の利用促進に向けた施策

内航海運の参入規制緩和の着実な実施や高度化船舶建造支援制度の活用等による内航海運の市場競争力強化、地方港における港湾運送事業の規制緩和、スーパーエコシップ等の普及促進に向けた新たな支援策の検討などを行うほか、技術面では、高度船舶安全管理システム、AISを活用した次世代型航行支援システムの整備等を推進する。また、港湾整備については、引き続き内貿ターミナル、内貿フィーダーバースの整備や総合的な静脈物流システムの構築等を推進する。

3）荷主・物流事業者のモーダルシフト意識向上に向けた施策

実証実験支援制度の大幅拡充を中心にインセンティブの強化を図るほか、環境面での企業社会責任（CSR）の高まりを踏まえ、表彰、効果測定の明確化、取組状況のデータベース作成、物流最適化を図る情報システムの検討など、企業の動機付けとなる各種施策を推進する。また、総合的な意識向上に資するものとして、官民の連携体制を強化するとともに、全国的促進キャンペーンを実施する。さらに、3PLの拡大に必要な人材育成にも取り組む。

具体的施策

1）貨物鉄道の利用促進に向けた施策

鉄道貨物輸送の拡充に向けた関係者の取組の強化

- ・荷主のニーズに応えるとともに「グリーン物流総合プログラム（仮称）」推進に資する環境整備として、鉄道貨物輸送の拡充に向けた関係者（鉄道事業者、利用運送事業者、荷主）の取組の強化策について16年度中に検討。

鉄道の輸送容量、輸送速度の制約の緩和

- ・幹線物流の大動脈を成す山陽線の鉄道貨物輸送について、待避線延伸、変電設備整備によりコンテナ列車の長編成化への対応を行い、輸送力の増強を図る。
- ・着発線において直接本線列車のコンテナの積み下ろしが可能なE&S式荷役駅の整備を進め、輸送効率の向上を図る。
- ・輸送時間の大幅な短縮を可能とする電車型特急コンテナ列車（スーパーレールカーゴ）の実証実験を推進する。

輸送ニーズの発掘と適切なダイヤ設定

- ・環境保護に対する機運の高まりやスピードリミッター装着義務化等大型トラック等への諸規制の強化を踏まえ、鉄道特性を発揮できる分野がどのように変化するか検証しつつ、輸送ニーズの把握を行う。

端末輸送に係るコストの削減等端末輸送力の強化

- ・東京貨物ターミナル駅構内における大型複合物流施設等の整備を進め、貨物駅の輸送拠点としての機能向上を図る。
- ・貨物駅における荷捌きスペースの整備等を進める。

コンテナに関する輸送サービスの向上

- ・コンテナ輸送のサービス向上のため新製機関車・コンテナ貨車の導入を計画的に進めるとともに、濡損・破損等のトラブルがコンテナ輸送の信頼を低下させていることから新製コンテナの投入等を効果的に行う。
- ・コンテナの汎用性の確保や運用効率の改善を考慮しつつ、高度化・多様化する物流ニーズに適應したコンテナの研究・開発を実施する。あわせてコンテナのコストダウンや同コストでの性能アップ策も検討する。
- ・平成15年度に一部稼動したIT - FRENS & TRACEシステムによるコンテナ管理体制を平成17年1月目途に全国展開し、駅業務の効率化を図る。

事故等における危機管理体制の強化

- ・輸送障害時における貨物鉄道事業者と通運事業者との共同危機管理組織の設定、代行トラックの調達方法等につき、各地域のノウハウを共有化した具体的な対策の検討を進める。

外航海運と鉄道の連携強化

- ・国内産業の空洞化に伴い中国を中心としたアジア地域での生産品の輸入の増大が見込まれることから、北部九州などにおける船舶とレールを組み合わせた環境負荷の小さい複合一貫輸送システムの構築の可能性を検討する。

「お試しキャンペーン」の実施

- ・関係事業者団体において、試験的に鉄道輸送を利用してもらうセールス活動

(「お試しキャンペーン」)を規模を拡大して実施。

大型コンテナを活用した鉄道輸送の利用促進

- ・関係事業者団体において、市場競争力のある大型高規格コンテナの導入による鉄道輸送の利用促進を図るための措置を実施。

2) 内航海運の利用促進に向けた施策

内航海運の参入規制(許可制)緩和の円滑な実施

平成16年5月の「海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律」の成立を受け、内航海運事業の参入規制の許可制から登録制への緩和等を円滑に実施する。

港湾運送事業にかかる規制緩和(地方港における規制緩和)

- ・規制緩和を先行して実施した主要9港以外の地方港についても、需給調整規制を廃止し、免許制を許可制にするとともに、運賃・料金の認可制を事前届出制とする規制緩和について、平成15年度の懇談会報告を踏まえ、平成16年度中に所要の法案を国会に提出する。

海上物流の高度化に資する船舶の建造促進による内航海運活性化

- ・船舶共有建造制度を活用して物流高度化船を建造する場合において、船舶使用料減免を行うために必要な経費を鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して補給する。

次世代内航船(スーパーエコシップ)等の普及

- ・実証試験に向けて実証船の建造を行うとともに、スーパーエコシップ等の新技術を用いた経済的な船舶の共有建造制度を活用した普及促進策等新たな支援策を検討する。

ITを活用した次世代海上交通システムの構築

- ・高度船舶安全管理システムの総合実証実験の実施
- ・AIS(船舶自動識別装置)を活用した次世代型航行支援システムの整備(伊勢湾、瀬戸内海(備讃海域、関門海域)におけるAIS陸上局の設置)等

東京湾における安全性と効率性を両立させた新たな海上交通体系のあり方の検討

- ・東京湾における新たな海上交通体系のあり方については、最終の検討委員会において提言を得たところであり、東京湾口航路整備事業の終了に併せ、その実現に向けて、今後は関係者との調整等を実施。

内貿貨物の効率的・安定的な取り扱いに向けた環境の整備

- ・船舶の大型化や高速化等に対応するとともに、十分な面積の駐車場等を有し、幹線道路網と円滑に接続された内貿ターミナルを呉港等において整備。
- ・船舶の安全で安定的な運航を支える防波堤等を宮崎港等において整備。

シャーシの維持費等の負担のあり方についての検討

- ・シャーシの維持費等の軽減の方策について、関係事業者等とともに検討を実施。
- ・自動車検査証への記載事項の改正によりトレーラー登録手続きを簡素化（平成16年7月施行）。

帰り荷の確保等による船舶の効率的な利用の促進

- ・内航総連の情報システムを活用した船舶情報（空荷情報）、荷物情報の交換による効率的な海運利用の促進。

定期的航路の利用促進についての検討

- ・荷主に対する情報提供やモデルルート等内航定期的航路の利用促進方策について、関係事業者等とともに検討を実施。
- ・モデルルート等内航定期的航路に係る港湾等の交通結節点のボトルネックを調査。

外航海運と内航海運の連携の強化

- ・外貿バースに隣接した内貿フィーダーバースの計画的整備と外貿バースへの内航船直付けの推進（北九州港において外貿バースに隣接した内貿フィーダー用バースの整備を図るとともに、横浜港において内航船の直付けにも対応した外貿バースを整備。）。

港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築

静脈物流の拠点となる港湾として国が指定する「リサイクルポート」を核として、循環資源の海上輸送を推進するため以下の取り組みを進める。

- ・循環資源の海上輸送事業化等を図るための推進組織「リサイクルポート推進協議会」等を通じて、港湾管理者及び民間事業者等との連携を強化。
- ・港湾における循環資源取扱に係るガイドラインを策定し、港湾における循環資源の円滑な取扱いを促進。
- ・静脈物流システムの事業化（循環資源の海上輸送の推進）に向けた、荷役・梱包・情報交換技術の開発推進。
- ・静脈物流基盤の確保（循環資源を取り扱うバース等を確保）
- ・民間事業者が行う静脈物流拠点形成のための施設整備に対する支援（民活法に基づく支援及び財政投融资による低利融資）

3) 荷主・物流事業者のモーダルシフト意識向上に向けた施策

荷主企業・物流事業者へのインセンティブ付与や企業社会責任（CSR）の高まりを踏まえた啓蒙活動等

- ・荷主及び物流事業者による環境負荷の小さい物流体系の構築を目指す個別プロジェクトの支援の強化。
- ・地方運輸局によるモーダルシフト事案の発掘・調整機能の充実。
- ・地方運輸局による事例公表制度、地方モーダルシフト推進協議会による荷主表彰制度の実施。
- ・物流関係業界団体を通じた物流事業者への啓蒙活動（協力事業者の公表等）

- ・環境保全等表彰制度（仮称）を活用した地方運輸局長によるモーダルシフト事案の表彰等。
- ・モーダルシフト促進キャンペーンの実施。（ポスター、イベント等を通じた荷主企業、物流事業者、一般市民等へのキャンペーンを実施。）
- ・CO₂排出削減量の算定マニュアルの確立による荷主企業と物流事業者との連携強化策の検討
- ・企業（荷主企業・物流事業者）における、運輸に係る環境負荷の低減のための取組状況を、当該企業の環境経営報告書に基づき、データベース化。

荷主企業・物流事業者の情報共有化の促進

- ・物流の最適化を図る情報提供システムの実現に向けたビジネスモデル等の検討。

物流事業者の環境物流提案力の強化

- ・環境に配慮した輸送システムを提案できる物流事業者の育成に向けて、中小の物流事業者が3PLに進出することを促進する上で効果的な教育プログラム開発、テキスト作成、研修の開催等の人材育成を実施。

モーダルシフトの促進に向けた官民の連携体制の強化

- ・モーダルシフト等促進協議会を通じた各種促進策の推進。